

**吉野川市第7期障がい福祉計画
吉野川市第3期障がい児福祉計画**

**令和6年3月
吉野川市**

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の位置付けと役割	1
2 計画の期間.....	1
3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し	2
第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標と評価 ...	4
1 第6期障がい福祉計画の成果目標と評価	4
2 第2期障がい児福祉計画の成果目標と評価	9
第3章 第7期障がい福祉計画	10
1 成果目標（令和8年度末の目標）	10
2 障がい福祉サービスの見込量と確保策	16
第4章 第3期障がい児福祉計画	31
1 成果目標（令和8年度末の目標）	31
2 障がい児福祉サービスの見込量と確保策	32
第5章 計画の推進	35
1 計画の推進体制	35
2 計画の分析及び評価	35
資料	36
1 吉野川市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿	36

第1章 計画の概要

1 計画の位置付けと役割

「吉野川市第3次障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「吉野川市第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障がい福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。

「吉野川市第3期障がい児福祉計画」は、「児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）」に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものです。

吉野川市障がい福祉計画及び吉野川市障がい児福祉計画は、吉野川市障がい者計画を上位計画とした具体的な実施計画と位置付けられます。

2 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の見直しを行いました。

吉野川市第3次障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までを計画期間としており、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定しました。

計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
吉野川市障がい者計画	第3次障がい者計画（令和3年度から令和8年度まで）					
吉野川市障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画		見直し	第7期障がい福祉計画（本計画）		
吉野川市障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画		見直し	第3期障がい児福祉計画（本計画）		

3 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に則して策定します。

以下は、基本指針見直しの主な事項を示したものです。

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動制を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障がい児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障がい者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障がい者等に対する虐待の防止
 - ・ 自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・ 精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・ 障がい福祉D Bの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細やかな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の 成果目標と評価

1 第6期障がい福祉計画の成果目標と評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	101人	令和元年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	99人	令和5年度末時点の施設入所者数
目標値 (地域生活移行者数)	2人	基準値のうち、令和5年度末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、県実績値に沿って設定。
	2%	
目標値 (削減見込み数)	2人	令和2年度から令和5年度まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針に沿って設定。
	2%	

実績値

項目	数値	設定の考え方
実績見込 (施設入所者数)	95人	令和5年度末時点の施設入所者数
実績見込 (地域生活移行者数)	0人	基準値のうち、令和5年度末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、実績見込を基準値で除した値。
	0%	
実績見込 (削減見込み数)	6人	令和2年度から令和5年度まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、実績見込を基準値で除した値。
	6%	

退所理由の多くは死亡によるもので、他に長期入院による退所や介護保険施設への入所があります。

過去にグループホームへの入居により地域生活に移行した方もいますが、基本的に施設入所者は障害支援区分が高い方が多いため、地域移行が難しい状況です。

重度障がい、強度行動障がいにも対応したグループホームの整備等が進むことで、地域移行者の増加にも繋がると考えられます。

(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	令和3年度設置	面的整備のため、圏域全域を1箇所として実施。

項目	設定の考え方
年1回以上運用状況を検証及び検討	地域生活支援拠点機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討。

地域生活支援拠点等については、吉野川市、阿波市で構成する東部第2サブ圏域で、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型で整備を進めています。

運用状況の検証及び検討については、令和2年度から自立支援協議会に設置した、地域生活支援部会において、原則年2回実施しています。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

目標値

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数			
就労移行支援事業	2人	2人	3人
就労継続支援A型事業	2人	2人	2人
就労継続支援B型事業	1人	1人	1人

実績値

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数			
就労移行支援事業	0人	2人	2人
就労継続支援A型事業	1人	0人	1人
就労継続支援B型事業	0人	2人	1人

令和3年度から自立支援協議会に就労支援部会を設置し、就労系事業所とハローワーク等就労支援関係機関との連携強化に取り組んでいます。

就労移行支援、就労継続支援A型については、利用者数の減少もあり、見込みを下回っています。

②職場定着率の増加

ア. 就労定着支援事業の利用者数

目標値

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	3人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
目標値 (一般就労移行者数)	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。国の基本指針を勘案しつつ、本市の現状に沿って設定。
	33%	

実績値

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	2人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
目標値 (一般就労移行者数)	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。
	50%	

一般就労移行者数は目標を下回っているものの、一般就労移行者のうち就労定着支援の利用者数については目標を上回っています。

イ. 就労定着支援事業の就労定着率

目標値・実績値

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	—	令和5年度末における就労定着支援事業所数
目標値 (就労移行事業所数)	—	令和5年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	—	

現在、吉野川市に就労定着支援事業所が無いため実績がありません。

(4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標値

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置				
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	14人	14人	14人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数				
	地域移行支援の利用者数	1人	2人	2人
	地域定着支援の利用者数	1人	2人	2人
	共同生活援助の利用者数	10人	11人	12人
	自立生活援助の利用者数	1人	2人	2人

実績値

活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置				
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	13人	25人	24人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者における障がい福祉サービス種別の利用者数				
	地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
	地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人
	共同生活援助の利用者数	9人	10人	8人
	自立生活援助の利用者数	0人	1人	1人

自立支援協議会の精神障がい者支援部会を協議の場として設定しており、今後もこの体制を維持していきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するため、基幹相談支援センターの設置等について研究、検討を続ける。

令和4年度から自立支援協議会に相談支援部会を設置し、地域の相談支援体制の強化、相談支援専門員の人材育成、地域の各種相談機関との連携強化等を実施する体制を確保しています。

基幹相談支援センターの設置については、今後も継続して検討していきます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	設定の考え方
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する研修等への積極的な参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施により障がい福祉サービス等の質の向上を図る。

県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修には参加していますが、障害者自立支援審査支払等システムによる事業所・関係自治体との審査結果の共有体制は構築できていません。

2 第2期障がい児福祉計画の成果目標と評価

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

目標値

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所設置済み。
保育所等訪問支援を利用できる体制	1か所	児童発達支援センターで実施。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	重症心身障がい児を支援可能な事業所がある。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	自立支援協議会の中で実施。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	2人	医療的ケア児に関するコーディネーターについては、1人を配置済み。

実績値

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	・きりん教室よしのがわ
保育所等訪問支援を利用できる体制	2か所	・きりん教室よしのがわ ・きりん教室こうつ
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	・ナーシングホームあおいそら
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1か所	協議の場として、自立支援協議会に子ども支援部会を設置。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	4人	県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち協議の場に参画しているコーディネーターの人数。 ・あおぞら内科訪問看護ステーション ・独立行政法人国立病院機構 徳島病院 ・障害者支援施設 野菊の里 ・中央広域障がい者生活支援センターはくちょう

保育所等訪問支援を利用できる体制、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置について、目標値を上回っています。

第3章 第7期障がい福祉計画

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

●施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行することを基本とする。

●施設入所者数の削減に関する目標について

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	98人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度入所者数	95人	令和8年度末時点の施設入所者数
目標値 (地域生活移行者数)	3人	基準値のうち、令和8年度末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、本市の実情に合わせて設定。
	3%	
目標値 (削減見込み数)	3人	令和8年度末までの施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、本市の実情に合わせて設定。
	3%	

施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等への地域生活に移行する者について、本人や家族の意向に沿った生活の場を選択できるよう支援します。

(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。
- 強度行動障がい者を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所	令和3年度から圏域全域を1箇所として面的整備。
コーディネーターの配置人数	1人	令和8年度末までに配置。
運用状況の検証及び検討の実施回数	2回	自立支援協議会に設置した地域生活支援部会において、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、運用状況を検証及び検討。

項目	目標	設定の考え方
強度行動障がい者への支援体制の整備	有	自立支援協議会において支援体制を整備。

地域生活支援拠点等の整備について、引き続き各機能の充実・強化に努めます。

コーディネーターの配置について、基幹相談支援センターの整備と併せて検討を進めます。

強度行動障がい者への支援体制の整備については、個別の事例検討を通じて支援ニーズの把握に努め、県や関係機関と連携しながら支援体制の整備を進めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。
 - ・就労移行支援事業・・・令和3年度実績の1.31倍以上とする。
 - ・就労継続支援A型事業・・・令和3年度実績の1.29倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業・・・令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	数 値
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	1人	4人	4倍
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	0人	2人	—
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	1人	1倍
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	0人	1人	—

項 目	数 値	設定の考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	—	吉野川市に就労移行支援事業所がないため設定しない。

就労支援部会を中心にハローワーク等の就労支援関係機関と連携しながら、利用者の一般就労に対する希望に基づき、個別の状況に合わせた支援を行います。

また、特別支援学校高等部等の進路指導担当者との進路の検討段階から連携し、就労支援を行います。

②職場定着率の増加

ア. 就労定着支援事業の利用者数

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項 目	令和3年度 実績	令和8年度 目標	数 値
就労定着支援事業の利用者数	3人	4人	1.33倍

イ. 就労定着支援事業の就労定着率

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

項 目	数 値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	—	令和8年度末における就労定着支援事業所数。
目標値 (就労定着支援事業所数)	—	令和8年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	—	

吉野川市には現在、就労定着支援事業所がないため、現時点で数値目標は設定しません。

(4) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	20人	20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回

自立支援協議会の精神障がい者支援部会を協議の場として設定しており、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回	12回	12回
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加事業者・機関数	5	5	5
自立支援協議会の専門部会の設置数	5	5	5
自立支援協議会の専門部会の実施回数	10回	10回	10回

本市における基幹相談支援センターの設置について、自立支援協議会での協議内容を基に検討を進めます。

自立支援協議会に設置した各専門部会において、個別事例の検討を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障がい者等の支援体制の整備に取り組みます。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所等と共有する体制の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所等と共有する実施回数	随時	随時	随時

徳島県が実施する市町村新任障がい福祉担当職員等研修会や障害支援区分認定調査員研修等の障がい福祉サービス等に係る研修、障がい者虐待防止・権利擁護研修等その他の研修に積極的に参加するよう努めます。

また、障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、給付費の請求の適正化に努めます。

2 障がい福祉サービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

①事業内容

居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。障がいのある方の地域での生活を支えるために基本となるサービスで、利用者本人のために使われるサービスです。

重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護が必要な重い障がいのある方でも、在宅での生活が続けられるように支援します。

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。単に利用者が行きたいところに連れて行くだけでなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割も担う、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活において無くてはならないサービスです。

行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。

重度障がい者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。様々なサービスを組み合わせ手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

②見込量設定の考え方

重度訪問介護について、想定よりも利用者のニーズが高くなっています。
第7期計画では、第6期計画の実績値などをもとに見込みました。

③確保のための方策

障がいのある人の高齢化や重症化に伴い、今後も利用量の増加が想定されますが、事業所が増加していないことから、ほぼ横ばいで推移していくことが見込まれます。
サービス提供事業者に必要な情報を提供することで、サービスへの参入を促進し、サービスの供給体制と量を確保するとともに、サービスの質的向上を図ります。

■実績と見込量■

(令和5年度の数值は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	552	522	495	550	558	567
	人/月	73	67	74	74	75	76
重度訪問介護	時間/月	1,419	2,225	2,608	2,583	2,583	2,583
	人/月	5	5	5	5	5	5
同行援護	時間/月	111	117	124	117	117	117
	人/月	13	12	12	13	13	13
行動援護	時間/月	59	74	81	75	83	92
	人/月	3	4	4	4	5	6
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①事業内容

生活介護

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障がいのある方の社会参加と福祉の増進を支援します。

自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方または難病を患っている方などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練などの実践的なトレーニングを中心に一定の期間を決めて行い、障がいのある方などの地域生活への移行を支援します。

自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある方に対して、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた方などを対象に、地域生活を送る上でまず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。

就労選択支援

障がいのある方が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適性に見合った職場への就労と定着をめざします。

就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動などの機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者のうち、就労による生活面の変化に伴う課題が生じている人を対象に、生活リズムや体調管理などに関する課題解決に向けて、職場や関係機関等との連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常時介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。医療機関で、医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。また、緊急時の受け入れ先としての役割も担っています。

②見込量設定の考え方

就労継続支援B型や療養介護は、想定よりも利用者のニーズが高くなっています。

自立訓練（機能訓練）は見込みを下回っているため、実績に即した見込みとしました。

就労選択支援は、就労系サービスの新規利用者、支援学校の卒業生の利用を見込みました。

③確保のための方策

在宅で生活する障がいのある人の自立促進と生活改善、身体機能の維持・向上を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障がいの状況やニーズに応じた適切な日中活動の場を確保することに努めます。

サービス事業者に対して必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入もできるように努めます。

就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援については、広域的な連携の中で必要なサービスが確保できるよう努めるとともに、関係機関や団体と連携し雇用先の確保や継続的な就労のための支援に努めます。

短期入所は、障がい者等の重度化・高齢化に伴い、平常時だけでなく緊急時の受け入れ先としての必要性や利用ニーズが高いことを考慮し、サービス量の確保に向け事業者と連携を図ります。

■実績と見込量■

(令和5年度の数值は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人日/月	3,134	3,119	3,192	3,220	3,260	3,300	
	人/月	155	157	160	161	163	165	
	うち強度行動障がい	人	70	73	74	74	75	75
	うち高次脳機能障がい	人	1	1	1	1	1	1
	うち要医療的ケア	人	8	9	10	10	11	12
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	12	23	23	23	
	人/月	0	0	1	1	1	1	
自立訓練（生活訓練）	人日/月	4	7	45	45	60	75	
	人/月	2	3	3	3	4	5	
	うち精神障がい者	人	2	3	3	3	4	5
就労選択支援	人日/月	-	-	-	-	12	23	
	人/月	-	-	-	-	6	12	
就労移行支援	人日/月	157	132	104	125	125	125	
	人/月	12	10	7	10	10	10	
就労継続支援A型	人日/月	495	499	445	433	450	467	
	人/月	30	30	25	26	27	28	
就労継続支援B型	人日/月	2,108	2,255	2,509	2,500	2,517	2,533	
	人/月	129	136	149	150	151	152	
就労定着支援	人/月	3	4	4	4	4	4	
療養介護	人/月	14	12	17	18	19	20	
短期入所（福祉型）	人日/月	97	78	95	133	137	141	
	人/月	21	24	22	30	31	32	
	うち強度行動障がい	人	4	2	4	4	5	6
	うち高次脳機能障がい	人	0	0	1	1	1	1
	うち要医療的ケア	人	11	13	14	14	15	16
短期入所（医療型）	人日/月	0	0	1	1	1	1	
	人/月	1	0	1	1	1	1	

(3) 居住系サービス、地域生活支援拠点等

①事業内容

自立生活援助

居宅で一人暮らしをしている障がいのある人を対象に、定期的な巡回訪問や相談対応等により日常生活の課題を把握し、必要な情報の提供や助言、相談によって、自立した日常生活支援を営むために必要な支援を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。

共同生活援助（グループホーム）

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護等や生活に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動と併せて、こうした夜間等におけるサービスを提供することで、障がいのある方の日常生活を一体的に支援します。

地域生活支援拠点等

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支える体制を構築します。

②見込量設定の考え方

共同生活援助（グループホーム）は、利用者のニーズが高まっていることが推察されるため、増加が続くものと見込みました。

③確保のための方策

施設から地域生活への移行を推進するため、今後の利用ニーズの増加に応じた共同生活援助事業者の確保を図る必要があります。必要な情報提供を行うことで民間事業者の参入を促進するとともに、計画的な基盤整備については、市民の障がいに対する理解を深め、地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。

■実績と見込量■

(令和5年度の数値は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人	0	1	1	1	2	3
うち精神障がい者	人	0	1	1	1	2	3
共同生活援助	人	43	42	41	43	44	45
うち精神障がい者	人	9	10	8	11	11	12
施設入所支援	人	101	98	95	95	95	95
地域生活支援拠点等の設置箇所数とその機能の充実に向けた検証及び検討	箇所	1	1	1	1	1	1
	回	2	1	3	2	2	2

(4) 相談支援

①事業内容

計画相談支援

障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうか定期的にモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。障がいのある方の意思や人格を尊重し、常にご本人の立場で考え、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする方に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への円滑な移行をめざします。

地域相談支援（地域定着支援）

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続をめざします。

②見込量設定の考え方

計画相談支援は第6期計画での見込みを上回っており、今後も増加するものと見込みました。

地域移行支援、地域定着支援は、第6期計画での実績がありませんでしたが、第7期計画では毎年1人増加を見込みました。

③確保のための方策

障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送る上で相談支援体制の構築は不可欠です。適切なサービスの利用に向けた定期的な計画相談支援を行うことや、相談支援事業者の参入を働きかけるとともに、事業者間の連携を強化し、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。

また、医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、地域移行支援・地域定着支援の普及を促進します。

■実績と見込量■

(令和5年度の数值は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	378	394	427	430	432	435
地域移行支援	人	0	0	0	1	2	3
うち精神障がい者	人	0	0	0	1	2	3
地域定着支援	人	0	0	0	1	2	3
うち精神障がい者	人	0	0	0	1	2	3

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①事業内容

理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

相談支援事業

①相談支援

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。また、（自立支援）協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

②基幹相談支援センターの設置

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組等を行います。

住宅入居等支援事業

一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全てまたは一部について補助を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを行います。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。

手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。入門課程、基礎課程があり、2年度に渡って受講したのち修了となります。

日常生活用具給付等事業

重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

②見込量設定の考え方

第6期計画で実施できていない事業は、第7期計画での実施を見込みました。

成年後見制度利用支援事業は第6期計画見込量の達成を見込みます。

意思疎通支援事業は第6期計画の実績をもとに見込みます。

日常生活用具給付事業、移動支援事業は新型コロナウイルス感染症による影響により減少したものの、今後は微増で推移すると見込みました。

地域活動支援センターは設置箇所がありませんが、第7期計画では1か所設置、月間10人の利用を見込みます。

③確保のための方策

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。

相談支援事業をはじめ、移動支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、日中一時支援事業などの提供を行います。

相談の増加および総合的、専門的な相談体制に対応するためには、必要な能力を有する専門的職員（ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記奉仕員）の確保や事業所及び相談員の拡充等の機能強化の推進が必要です。また、必要に応じてペアレントメンターを活用し、保護者からの相談支援にも取り組んでいきます。

本市では、成年後見制度利用促進に係る中核機関を、令和5年3月に設置しました。適切な情報提供に努め、成年後見制度の利用促進に努めます。また、令和7年度より、市社会福祉協議会で法人後見の受任を開始する予定です。市担当部局及び社協担当者で協議し、情報共有と連携に努めます。

意思疎通支援事業は、関係機関と連携し、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を今後も継続します。また、手話奉仕員養成研修事業を引き続き行い、広報等を活用し、研修受講者の増加を図ります。

日常生活用具給付等事業は、障がいのある人のニーズをふまえて、生活用具に関する対象品目の整備・充実に努めます。

移動支援事業については、車両輸送型が第6期計画の見込量を上回る利用実績となっていることから、今後も需要に対応できるよう、引き続き委託を継続します。

■実績と見込量■

【理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

（令和5年度の数値は見込み）

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

【相談支援事業】

（令和5年度の数値は見込み）

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	2	2	4	5	6
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

【意思疎通支援事業】

（令和5年度の数値は見込み）

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間合計	85	78	59	90	90	90
手話通訳者設置事業	箇所	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	4	10	9	10	10	10
	修了者数	4	-	8	-	10	-

【日常生活用具給付等事業】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	1	2	5	8	10
自立生活支援用具	件/年	7	3	7	7	8	9
在宅療養等支援用具	件/年	11	3	5	13	15	17
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	4	4	10	12	14
排せつ管理支援用具	件/年	1,057	1,018	1,143	1,257	1,282	1,307
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	3	1	3	3	3

【移動支援事業】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別支援型	時間/年	1,272	735	923	1,153	1,165	1,177
	人/年	10	10	9	18	19	19
車両輸送型	時間/年	2,257	2,200	2,120	2,143	2,164	2,185
	人/年	69	62	41	72	73	74

【地域活動支援センター事業】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	箇所	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	10	10	10

(6) 地域生活支援事業（その他の事業）

①事業内容

福祉ホームの運営

住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行います。

生活訓練等事業

障がい者に対して、日常生活を行う上で必要な訓練・指導を行い、自立した生活の促進を図ります（パソコン教室・調理実習・夏期社会適応訓練）。

日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

社会参加支援事業

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

知的障がい者職親委託制度

知的障がいのある人を一定期間、事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって就職に必要な技能を与えると同時に雇用促進を図ります。

②見込量設定の考え方

第6期計画で実施できていない福祉ホーム事業、知的障がい者職親委託事業は、第7期計画での実施を見込みました。

日中一時支援事業は第6期計画の実績により見込みました。

③確保のための方策

障がいのある人の家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障がい者の日中における活動の場の確保に努めます。

障がいのある人の社会参加への支援を図ります。

■実績と見込量■

【日常生活支援】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営	有無	無	無	無	有	有	有
生活訓練等事業	有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業	日/年	232	221	273	286	294	302
	人/年	19	13	13	20	22	24

【社会参加支援】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
更生訓練費給付事業	有無	有	無	無	有	有	有

【就業・就労支援】

(令和5年度の数値は見込み)

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障がい者職親委託制度	有無	無	無	無	有	有	有

第4章 第3期障がい児福祉計画

1 成果目標（令和8年度末の目標）

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	1カ所設置済み。
保育所等訪問支援事業所数	2カ所	児童発達支援センター等で実施。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所	重症心身障がい児を支援可能な事業所がある。
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	1カ所	自立支援協議会に子ども支援部会を設置。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	4人	医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、4人を配置済み。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、自立支援協議会に子ども支援部会を設置しています。

市関係部局と児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等との連携を図り、重層的な地域支援体制の構築を進めます。

医療的ケア児等に関する支援について、子ども支援部会に参画するコーディネーター、徳島県医療的ケア児等支援センター等の関係機関と連携して支援体制を整備します。

2 障がい児福祉サービスの見込量と確保策

(1) 障がい児通所支援

①事業内容

児童発達支援

未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後等デイサービス

学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練等を行うとともに、社会との交流を促進します。

保育所等訪問支援

障がい児が通う保育所等を訪問し、保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

②見込量設定の考え方

児童発達支援、放課後等デイサービスは利用実績を伸ばしていることから、今後も引き続き利用が増えるものと見込みました。

保育所等訪問支援は第2期計画の実績値をもとに見込みました。

居宅訪問型児童発達支援は第3期計画では1人の利用を見込みました。

③確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、新規事業所が増加しています。

障がい児通所支援事業所は、障がい児に対する質の高い専門的な発達支援を行う機関であることから、子ども支援部会等において関係機関との連携強化や支援の質の向上と支援内容の適正化、安全の確保を図るための取組を進めます。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制の構築を進めます。

■実績と見込量■

(令和5年度の数值は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人日/月	410	558	592	563	585	608
	人/月	105	112	121	125	130	135
放課後等デイサービス	人日/月	1,290	1,297	1,482	1,500	1,600	1,700
	人/月	121	138	145	150	160	170
保育所等訪問支援	人日/月	21	20	19	20	21	22
	人/月	55	59	59	60	62	65
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	3	1	1	1
	人/月	0	0	1	1	1	1

(2) 障がい児相談支援

①事業内容

障がい児相談支援

障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、心身の状況や生活環境、保護者の意向などを考慮して関係者と連絡調整を行い、障がい児支援利用計画を作成します。通所開始後も一定期間ごとにモニタリングを行い、継続的な相談支援を行います。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。

②見込量設定の考え方

障がい児相談支援は年々相談人数が増加傾向にあることから、第3期計画でも継続して増加するものと見込みました。

医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者のうち協議の場に参画するコーディネーターの人数を見込みました。

③確保のための方策

障がい福祉サービスの計画相談支援及び地域生活支援事業の障がい者相談支援事業と併せて包括的な相談支援体制の充実を図ります。

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、今後も保健、医療、福祉等の関係機関の連携及びコーディネーターの配置に努めます。

■実績と見込量■

(令和5年度の数値は見込み)

サービス種類	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい児相談支援	人	226	249	252	260	265	270
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	4	4	4	4	4	4

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

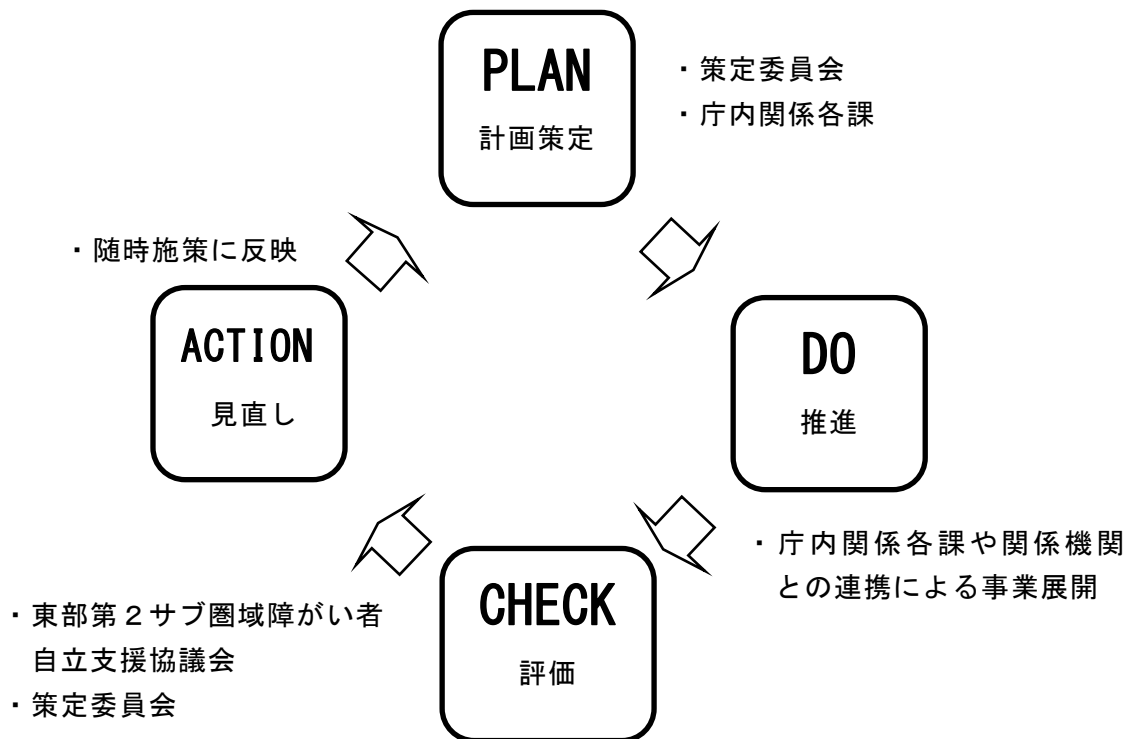
障がいのある人を支援する施策は、保健、医療、福祉、教育、就労など様々な分野が関連しています。そのため、庁内関係課をはじめ、社会福祉協議会、障がい福祉サービス提供事業所、行政等の関係機関が連携して計画の推進を図ります。

また、一人ひとりの障がいの特性や乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を行うためには、障がい者団体、民生委員・児童委員など地域の支援者との協力も重要であることから、幅広い分野における連携強化に努めます。

2 計画の分析及び評価

本計画の成果目標等について、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、保健、医療、福祉の関係機関・団体等で構成する「東部第2サブ圏域障がい者自立支援協議会」において中間評価として分析・評価を行います。

その結果として、障がい福祉計画等の変更、事業の見直し等の必要がある場合は、策定委員会において施策の再検討を行います。



資料

1 吉野川市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属名等	備考
東谷 克子	吉野川市身体障害者連合会 会長	委員長
栞原 奈麻美	吉野川市手をつなぐ育成会 会長	
住友 恭宏	吉野川市民生委員児童委員協議会 会長	
宮本 陽一	吉野川市社会福祉協議会 事務局長	副委員長
大塚 勉	障害者支援施設野菊の里・ 障害福祉サービス事業所ヴィヴァーチェ野菊 施設長	
安西 照美	就労継続支援 B 型アトリエひまわり 施設長	
大林 豊子	きりん教室よしのがわ 管理者	
中山 泰治	吉野川市健康福祉部 部長	

■発行年月／令和6年3月

■発行／吉野川市

■編集／吉野川市 健康福祉部 社会福祉課

吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL 0883-22-2263 FAX 0883-22-2260